

授業料等減免制度・各種奨学金・学費補助金制度について

- ◆2019年度以降に聖ヨゼフ学園小学校第1学年に入学し、聖ヨゼフ学園の各校に兄弟姉妹が在籍する児童に対して、「授業料等減免制度」を申請に基づき適応します。詳しくは事務室へお問合せください。
- ◆保護者の経済的負担軽減のため、児童・生徒に貸与・給付される奨学金や学費補助金の制度について表をご覧ください。
- ◆2020年度実績に基づく制度紹介です。新設・廃止・額の変更の場合があります。別途ご案内をご確認ください。

名称	種別	貸与・給付額	申請資格	申請窓口	申請期間
横浜市高等学校奨学金	支給	月額:5,000円(年額60,000円)	高校生 横浜市在住者 *学力基準、所得制限があります。	学園事務室	6月
川崎市高等学校奨学金	支給	年額:高1-60,000円 年額:高2-85,000円 年額:高3-70,000円	高校生 川崎市在住者 *学力基準、所得制限があります。	学園事務室	6月
神奈川県高等学校奨学金 注1	貸与	月額:1万円~4万円	高校生 神奈川県在住者 *所得制限があります。	学園事務室	4月 *随時採用あり
東京都育英資金奨学金	貸与	月額:35,000円	高校生 東京都在住者	学園事務室	5月
日本学生支援機構 (貸与奨学金)	貸与	第一種 最高月額:54,000円 (私立大学・自宅通学) 第二種 月額:2万~12万の中より、 1万円単位での選択	高校3年生	学園事務室	5月・6月
日本学生支援機構 (給付奨学金)	支給	月額:12,800円・25,600円・38,300円 (私立大学・自宅通学) *世帯の所得金額に基づく区分により、 支給額が異なる。	高校3年生 *学力基準、家計基準があります。	学園事務室	5月・6月
高等学校等就学支援金 (国の制度)	支給	授業料補助(年額) 39.6万円(生活保護・年収の目安590万円未満) 11.88万円(年収の目安910万円未満) ※年収700万円未満の世帯まで授業料が実質無償化。返還不要。	高校生	学園事務室	4月・7月
神奈川県学費補助金 注2	支給	入学金 年額:10万円(年収の目安750万円未満) 20.8万円(生活保護・非課税) *上限額 ※非課税世帯まで入学金が実質無償化。返還不要。 授業料 年額:4.8万円・7.44万円・32.52万円 *上限額	高校生 神奈川県在住者	学園事務室	7月
東京都 授業料軽減助成金 注2	支給	授業料(上限額) 年額:5.94万円・ 6.5万円・34.22万円	高校生 東京都 東京都 在住者	東京都 私学財団	6月~7月
横浜市就学奨励費	支給	学用品費、入学準備費、修学旅行費、 宿泊を伴う校外活動費、 PTA会費、生徒会費、クラブ活動費	小学生 中学生 横浜市在住者	学園事務室	9月 (追加: 11月)
神奈川県 緊急支援補助金	支給	授業料 年額:9万円・14.9万円・16.8万円 授業料 年額:39.6万円	小学生 中学生 神奈川県在住者 高校生 神奈川県在住者	学園事務室	12月

注1: 中学3年時に予約申込ができます。予約申込の申請時期は11月からです。

注2: 就学支援金と、神奈川県学費補助金または東京都授業料軽減助成金を合算した額は、保護者が実際に負担する授業料が上限となるため、給付額は調整されます。

注3: 神奈川県学費補助金と神奈川県緊急支援補助金との併用はできません。(申請資格: 高校生)

注4: 上記以外の制度については、お住まいの教育委員会、市区町村へお問い合わせください。